

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年七月奈良県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改める。

第八条第一号及び第二号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。